

申し込み時の
必要事項

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

市職員

△理学療法士・作業療法士・言語聴覚士▽

勤務場所児童福祉施設^は。

昭和59年4月2日以降の生まれで、それぞれの免許を持つつか、6月までに取得見込みの方いづれも若干名。

一次試験1月29日(火)。

1月6日(月)から市役所11階人事課で配布する申込書を、1月20日(月)いづれも必着まで。

人事課(21)2072

交通局職員(非常勤)

△路面電車運転手▽

平成26年5月12日(月)現在20歳以上で、5月12日(月)以降に勤務できる方5人程度。

△地下鉄車掌▽

平成26年5月23日(金)現在18歳以上で、5月23日(金)以降に勤務できる方10人程度。

※①②の試験日2月9日(日)。

※①②の交通局庁舎(厚別区大谷地東2、地下鉄大通駅定期券発売所で配布中の申込書を、1月24日(金)(消印有効)まで。①と②の併願可。

市コールセンター(222)4894、HP

健康スポーツ財団職員

△嘱託職員▽

業務体育施設などの管理運営。採用時期4月1日(火)。

△高校卒業(見込み含む)以上の方20人程度。

1月10日(金)から市立体育施設で配布する申込書を、1月18日(土)(消印有効)まで。書類選考後、筆記試験。

△学校開放管理指導員▽

業務施設利用者の受け付けなど。

採用期間1年(更新あり)。

△高校卒業(見込み含む)以上の方60人程度。

1月21日(火)から各区体育館で配布する申込書を、1月31日(金)(消印有効)まで。書類選考後、面接。

健康スポーツ財団。①は(530)5550、②は(530)5905

自衛官

申し込みは1月31日(金)まで。詳しくはお問い合わせを。

種目防衛大学校学生(一般)。

△高卒(見込み含む)で21歳未満の方。

自衛隊札幌地方協力本部(631)5472、HP

税金

△1月31日(金)は市・道民税(第4期分)の納期限です▽

納税のご相談は市税事務所(下表)の納税課へ。

△税のあったか相談会▽

税に関する疑問について、こたつを囲みながら、市税事

務所の職員がお答えします。なお、所得税の確定申告はできません。

△1月9日(木)、10日(金)16時。市役所地下1階。

△税制課(21)2282

△市税、保険料の延滞金の利率が改正となります▽

1月1日(祝)から市税、保険料(国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の延滞金の利率が変わります。

延滞金利率の改正内容

延滞期間※1	12月末まで	1月1日(祝)から※2
納期限から1カ月以内	前年11月末時点の基準割合+4% (25年中は4.3%)	「7.3%」か「特例基準割合+1%」の低い方の割合(平成26年中は2.9%前後の見込み)
納期限から1カ月を超える	14.6%	「14.6%」か「特例基準割合+7.3%」の低い方の割合(平成26年中は9.2%前後の見込み)

※1 保険料については、平成22年1月1日以降に納期限が到来するものは3カ月となります。※2 特例基準割合は、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された利率に1%を加算した利率となります。

△市税事務所(下表)の納税課へ給与支払報告書の提出を▽

平成26年1月1日(祝)現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください(郵送、e-LETAX^スによる提出も可)。給与所得の源泉徴収票などの法定調書と同一計表は、直接所轄税務署へ提出してください。

△所問 中央市税事務所市民税課(21)3075

△サラリーマンや年金受給者の所得税の還付申告▽

左記の期間、教育文化会館(15^分)でも受け付け・相談を行います。なお、この会場では給与・年金以外の収入がある方の申告はできません。また、国税庁HP^では、申告書の作成や、e-Tax^スでの電子申告も可能です。

1月28日(火)～2月20日(木)9時30分～16時(土・日曜、祝日、2月10日(月)を除く)。

持参するもの印鑑、前年の申告書の控え、源泉徴収票^を。

※申告会場は、中央区以外は今月号、中央区は2月号の区民のページをご覧ください。

△各税務署、HP

△インターネット公売▽

△不動産の売却。申し込みは1月7日(火)～20日(月)。

入札期間せり売り1月27日

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

(月)29日(火)。

△納税指導課(21)2292、HP

△個人市民税と道民税の均等割が引き上げられます▽

防災・減災事業の財源の確保のため、平成26年度から35年度までの間、個人市民税および道民税の均等割をそれぞれ500円引き上げられます。

市税事務所(上表)の市民税課

保険・年金

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度

△保険料は税申告時の社会保険料控除の対象になります▽

昨年中に納めた保険料は、税申告の際、控除の対象となります。

□座振替で納付された方には、保険の種類ごとの「年間領収額のお知らせ」を1月22日(火)から順次送付します。

なお、特別徴収(年金からの天引き)分は、年金保険者から送付される源泉徴収票でご確認ください。遺族・障害年金受給者で源泉徴収票が発行されない方や、領収書を紛失した方には、納付確認書を発行します。

1月20日(月)以降に区役所保険年金課へお問い合わせの上、お越しください。

△保険料延滞金の利率を改正▽

詳しくは税金のページ(上記)をご覧ください。

記をご覧ください。